

プラスチック製品の一括収集について

経済環境部

1 背景・趣旨

これまで、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、菓子類の袋等の容器包装プラスチックの分別収集を行い、リサイクルを進めているが、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、新たにストロー等のプラスチック製品のリサイクルが可能となる仕組みが設けられた。

これに伴い、令和6年3月に策定した「君津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチック製品の分別収集を行い、更なるごみの再資源化に努めるため、令和7年10月からプラスチック製品の一括収集を実施する。

2 対象品目

汚れのない一辺の長さが50センチメートル未満、かつ、厚さが5ミリメートル未満の100%プラスチック素材の製品（金属や電池等の他素材が含まれていないもの）

（例）ストロー、桶・洗面器、お盆・トレイ、お椀、コップ、下敷き、ジップ袋、ちりとり、ハンガー、バケツ、CD・DVD、ポリ手袋

3 ごみの出し方

場 所：資源ごみステーション

収集日：週1回の資源ごみ（ペットボトル・容器包装プラスチック）の日

出し方：容器包装プラスチックと併せて中身の見えるレジ袋等に入れる。

4 リサイクル方法

資源ごみステーションに排出されたプラスチック製品（容器包装プラスチックを含む。）は、収集後、中間処理施設に搬入され、選別・圧縮梱包された後、（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し再商品化される。

5 年間排出量の見込み

※令和5年10月に市内3地区で実施したモデル収集の実績に基づき算定

- ・容器包装プラスチック：410.0トン
 - ・プラスチック製品：37.3トン（約8%）
- 合計：447.3トン

6 近隣市の状況

実施中：南房総市（一部）

実施予定：木更津市（令和7年10月から）

未定：富津市、袖ケ浦市、館山市、鴨川市、南房総市（一部）、鋸南町

7 スケジュール

令和7年	5月	君津市廃棄物減量等推進審議会
	6月	クリーンカレンダー等による周知
	9月	改訂したきみつくリーンガイドブックによる周知 広報きみつ・ホームページ等による周知
	10月	プラスチック製品の一括収集の開始